

岡山県記録資料叢書 16

岡山県明治後期資料 一

岡山県記録資料叢書 16

岡山県明治後期資料 一

(二十一年・二十二年)

岡山県立記録資料館

岡山県記録資料叢書 16

岡山県明治後期資料 一

(二十一年・二十二年)

岡山県立記録資料館

A：「明治22年7月16日付書簡」について

明治22年（1889）5月23日、児島湾開墾事業を大阪の藤田伝三郎に起業許可を与えるという県告示第40号（本文169頁に翻刻）の発表は、県下に一大反対運動を起こした。本史料は、当時の県下実力者が知事の元を訪ねていることを示している。たとえば、県会議員の香川真一は談判のない決議に驚き、請願のための上京を示唆している。一方、岡山市長の花房端連、同市会議員の新庄厚信・村上長毅は香川の上京阻止・延期を迫っているため、知事は野崎万三郎収税長の意見を請うている。

B：「明治22年8月30日付書簡」について

本史料は、許可人（藤田伝三郎）による区域の实地調査による情報の公開を関係郡村に内訓した（本文172頁に翻刻）直後の知事書簡である。この中で知事は野崎収税長に、大蔵省の内訓をうけて「追ッテ何分之義及告示候条」ということでその方策の立案を指示している。

なお、端裏書に「之レ亦六ヶ敷沙汰ナリキ」とあり、知事の苦悩も窺え興味深い。

発刊のことば

本書から新企画『岡山県明治後期資料』として編集いたします。

前シリーズの『岡山県明治前期資料』（全六冊）は、新生岡山県が成立した明治九年（一八七六）から、市制・町村制が議論されるようになる同二十年（一八八七）までの記録資料を収録しました。本シリーズは、市制・町村制が公布された同二十一年から、日清・日露戦争期を経て、明治四十四年（一九一一）頃までで、岡山県知事は、二代目千坂高雅・三代目河野忠三・四代目高崎親章・五代目吉原三郎・六代目檜垣直右の時代を対象にする予定としています。

この時代は、国と地方の選挙実施、山陽鉄道開通、銀行・紡績会社設立、諸学校開校、宇野港築港など県の発展が確かなものとなる諸事業が展開されました。また、旭川・高梁川・吉井川の三大河川の氾濫、日清・日露戦争など、県土や県民生活に大きなダメージを与える出来事も起きました。

総じて、この明治時代後期の日本では、合併などによる新たな市町村の創設、憲法制定・帝国議会開会・産業革命・教育制度進展などによる近代化が進み、日本は世界の「一等国」の仲間入りを果た

そうとする時期でした。同時に対外戦争を経験する時期でもありました。したがって、岡山県民も様々な場面で活躍し、苦悩してきました。これらの出来事は現代にも語り継がれていますが、今となっては薄れゆく「記録・記憶」となっており、改めて確認することが必要になっています。

そこで、本シリーズでは、『岡山県明治前期資料』の方針を継承し、関係各位の協力をいただきながら、対象年代の記録資料を丹念に調査・編集し、既刊資料と合わせることで、さらにより豊かな岡山県像・岡山県民像を皆様に提供してまいりたいと存じます。

令和四年三月

岡山県立記録資料館

館長 渡辺 正

凡 例

一 本書は、『岡山県記録資料叢書16 岡山県明治後期資料 一』として、当館所蔵の地域資料、「山陽新報」等の複製資料を翻刻収録した。さらに、県内外諸機関の所蔵資料や刊行物等を調査して引用採録し、適宜関係写真・図表を掲載した。県内外の諸機関に感謝の意を表する。

二 内容は、明治二十一・二十二年の岡山県を対象とした。

三 全体の把握と利用の便のため、細目次を設け、適宜その資料について解説を末尾に付記した。

四 本文は可能な限り原本どおりとしたが、次の措置を講じた。

1 書式や原本の状態は、次のように表した。

ア 平出・台頭・罫字等は省略した。

イ 項目が替わってそのままで見にくい場合は、一行空けまたは改行とした。

ウ 朱書は、その部分をゴシック体で示した。

エ 虫損・破損等は□□でその状態を示し、文字が推定できる場合は右傍に（ ）で示した。

オ 原本に使用されている（ ）は「」に置き換え、（ ）内の文章等を示した。

カ 原文にある抹消・訂正は、特に必要とする場合には、原則として左側にミミミで示し、訂正文字がある場合には右側に記した。

キ 原本にある○記号や印は、適宜、○や⓪・⓱等、似た形状のものを付けた。

ク 付箋・貼紙は、その貼付箇所の文末に（付箋・貼紙）「……」として挿入した。

2 用字・用語は、次のように処理した。

ア 氏名・地名を含めて漢字は原則として常用漢字に置き換えた。常用漢字のないものは原本に準じた。異体字・俗字等は正字に直した。

イ 誤字・当て字は推測して右傍（ ）に正字を記し、脱字は右傍へ（○が脱カ）と示した。

ウ 「山陽新報」の複製状態が悪くて判別しがたい文字は、□□で示した。

エ 変体仮名のうち、者・江・而は文字のポイントを落としてそのまま使用し、他は現行の平仮名に直した。ふ・めはそのまま用い、その他の合字は現行の表記に直した。なお、助詞のニ・而已もポイントを落として使用した。

3 読みやすくするため、次のような措置を講じた。

ア 適宜、読点（、）あるいは並列点（・）を付けた。

イ 難読語には適宜右傍に振り仮名を付けた。なお、「山陽新報」中の振り仮名も同様とした。

ウ 難読語には、適宜右傍（ ）に*印を付し、簡潔に語釈を付けた。

エ その他、本文中の（ ）はすべて編者による注記である。

五 本文中には職業や身分、疾病・障害・犯罪に関する呼称があるが、事実に基づく科学的な研究を進める立場から、これらをそのまま掲げた。もとよりこの不当な呼称を容認するものではなく、科学的な認識を通じて差別と差別意識の根絶にいたることを望んでいる。読者におかれてもこの立場を理解し、本書を正しく利用されることを期待する。

六 本書の総括は定兼学・杉山一雄が行い、編集及び解説は山本秀夫、原本校正は山本秀夫・定兼学・杉山一雄が担当した。

岡山県記録資料叢書 16 岡山県明治後期資料 一 目次

口 絵

発刊のことは 5

凡 例 7

細 目 次 9

解 説 17

一 『岡山県明治後期資料一』の概要 17

二 『岡山県明治後期資料一』の構成と内容 18

細目次

口 絵

写真 (千坂高雅県知事より野崎万三郎宛書簡) 4

第一章 明治二十一年

使用資料とその略称一覧 2

1 21年1月4日 山陽鉄道会社本免許下付 3

2 21年1月7日 伊部陶器と山陽鉄道 3

3 21年1月18日 倉敷紡績所設立の計画 4

4 21年1月22日 辛香坂開鑿工事落成式山陽新報社主幹

井出徳太郎演説 4

5 21年2月3日 明治21年臨時県会 7

6 21年2月3日〜4月25日 市制・町村制施行の件につ

き元老院・閣議に供す 9

7 21年2月11日 山陽鉄道布設につき官林松下願い(津

高郡長草加廉男より花房端連宛書簡) 13

8 21年2月14日 女子手芸品展覧会につき 14

9	21年2月16日	倉敷紡績所株主総会の広告	14	28	21年6月22日	市制・町村制実施取調方につき訓令	31
10	21年2月20日	山陽鉄道会社株金募集状況	15	29	21年6月28日	西々条郡土生村国富鉱山の景況	32
11	21年3月11日	岡山葉学校の設置につき	15	30	21年6月28日	人力車取締規則の実施	33
12	21年3月12日	山陽鉄道の線路実視	16	31	21年7月4日	人力車賃銭定	33
13	21年3月13日	倉敷紡績所役員撰定の広告	16	32	21年7月11日	町村制実施につき通達	33
14	21年3月15日	画師小野清雲の活躍	17	33	21年7月16日	勝南郡養蚕伝習所景況と治安裁判所設置につき	34
15	21年3月26・27日	岡山県病院、第二高等中学校付属 となる	17	34	21年7月17日	邑久郡牛窓港の景況	35
16	21年4月10日	岡山城内で女子手芸品展覧会	18	35	図1 勝間田村略全図(明治21年)	湯郷村の温泉につき	36
17	21年4月12日	明治17年海嘯記念碑の計画	18	36	21年7月18日	明治天皇巡幸記念日(8月5日)に後	37
18	21年4月24日	女子手芸品展覧会開場式	19	37	21年7月18日	久米北条郡油木下村で石油発見	37
19	21年5月3日	吉備女学校の設立	21	38	21年7月18日	上道郡雄町村の水の効用	38
20	21年5月15日	鉱山業の景況	21	39	21年8月5日	市制・町村制実施に際し事務取扱方の件(抄)	39
21	21年5月17〜20日	勝北郡の桑苗売買取締	22	39	21年8月5日	市制・町村制実施に際し事務取扱方の件(抄)	39
22	21年5月27日	上道郡今在家村大森馬太の葡萄園	23	40	21年8月2日	川上郡下原村愛宕神社奉納花火	42
23	21年5月31日	前田正名管理の播磨葡萄園	23	41	21年8月3日	県知事、海水浴へ往返	42
24	21年6月13日	市制・町村制実施につき内務大臣訓令	24	42	21年8月7日	植木枝盛らも牛窓海水浴場へ	43
25	21年6月14日	勝南郡立養蚕伝習所習得証明証書授与式	29	43	21年8月15日	岡山光清寺住職千輪性海の感化院設置	43
26	21年6月18日	大阪商船会社と山口共栄社	30				
27	21年6月21日	町村経済調査につき訓令	31				

3	22年1月4日	前年中の事務顛末取調表を千坂県知事へ、収税長野崎万三郎が上表	80
4	22年1月22日	岡山市会議員・同市長選挙につき	80
5	22年1月24日	私立岡山普通学校舎建築趣意書	81
6	22年1月27日	所有地所等級査定方につき勝南郡長松山清心より収税長宛問い合わせ	84
7	22年2月1日	井手毛三の憲法発布式上京	87
8	22年2月9日	市制・町村制への高崎五六意見書	87
9	22年2月11日	憲法発布大典につき養老思召金	90
10	22年2月11日	憲法発布大典時の津山	90
11	22年3月1日	県会議長井手毛三憲法発布式より帰県し、美作にて慰労会	91
12	22年3月15日	内国税徴収費予算につき大蔵省通牒	93
13	22年3月24日	岡山通信管理局の開局式	93
14	22年3月25日	鉄道隧道の義につき、兵庫県の伺と8月10日の岡山県具申	96
15	22年3月28日	児島郡勸業展覧会	96
16	22年3月28日	小学校教員に議員にならざるべき内訓	97
17	22年4月2日	岡山城他仮公園の義につき上申(案)	97
18	22年4月10日	水上警察署の開署式	98
19	22年4月11日	津山のキリスト教伝道につき(畠田元資より立石岐宛書簡)	99
20	22年4月19日	市制・町村制につき県令	100
21	22年4月19日	市制施行順序につき県令	100
22	22年4月19日	市制・町村制施行順序の県令草稿	104
23	22年4月20日	邑久郡の婦人成漢会の景況	107
24	22年4月22日	邑久郡長浜村一志社再興	108
25	22年4月28日	獣医の必要	110
26	22年4月28日	後楽園の存廃につき	110
27	22年5月1日	町村長選挙は分苗と同時ならん	111
28	22年5月5日	児島郡福田古新田村、独立村を出願す	112
29	22年5月12日	土地台帳・国税等に関する勅令につき	112
30	22年5月14日	山陽鉄道布設につき申告綴(三石村戸長役場)(抄)	115
31	22年5月16日	児島郡福田古新田村、独立村になりたい	117
32	22年5月18日	日本赤十字社岡山支部設立につき	117
33	22年5月18日	日本赤十字社岡山支部細則	119
34	22年5月23日	久米北条郡錦織村の石炭坑発見につき	122
35	22年5月25日	和気・津山間の馬車鉄道敷設計画	123

36	22年5月30日	寄付金を目途の事業につき内務省訓令	123	53	22年9月20日	山陽鉄道線路収用につき(高戸小田郡 長より野崎書記官宛書簡)	139
37	22年6月11日	岡山市会議員の撰挙会	124	54	22年9月24・25日	岡山市蓮昌寺内煙草製造職人集会	140
38	22年6月13日	山陽鉄道会社の官設鉄道払下請願	124	55	22年9月27日	備中都宇郡の置表	140
39	22年6月14日	市町村制施行につき(岡山区長浅井元 より収税長宛打合せの伺)	125	56	22年9月29日	岡山市中の煙草製造職人の同盟罷工	141
40	22年6月16日	大阪商船会社と山陽鉄道	127	57	22年9月30日	岡山市中の煙草製造職人の団結	141
41	22年6月25日	勝南郡国分寺村国盛鉱山の景況	128	58	22年10月1日	三幡港に電話機架設を計画	141
42	22年6月25日	収税部出張所設置につき(松山清心御 野郡長より収税長宛書簡)	129	59	22年10月5日	大阪と三幡港間の汽船の競争	142
43	22年6月30日	作州の鉱脈につき	129	60	22年10月6日	県下各郡の稲作の出来	142
44	22年6月8日	町村制の概要書綴(三石村)	130	61	22年10月11日	大阪へ輸出の置表と花筵	142
45	22年7月4日	吉野郡讚甘・大原村撰挙会の紛議	132	62	22年10月11日	山陰山陽聯接鉄道の計画	143
46	22年7月8日	岡山市会撰挙の結果につき	133	63	22年10月30日	山陽鉄道工事が急進	144
47	22年8月31日	岡山城貨渡の照会	134	64	22年11月	東京行貨物廻漕業の広告	144
48	22年9月3日	山陰・山陽を通じる鉄道計画	135	65	22年11月3日	天長節当日各地の景況(上道・御野郡)	145
49	22年9月5日	市町村制実施後の岡山県全図	135	66	22年11月16日	御野郡のぶどう園と桃	146
50	22年9月7日	玉島地方の景況	136	67	22年11月27日	町村制実施後の郡衙の事務	146
51	22年9月10~11日	吉井川洪水	138	68	22年12月3日	御野郡の二瓦師組合	147
52	22年9月14日	吉井川洪水再報	138	69	22年12月6日	西北条郡一宮村の中山神社銅牛鑄造	147
		表1 旧岡山城内土地・家屋の貸渡期間と相手	137	70	22年12月20日	紡績会社の秋風	148
			137	71	22年12月21日	児島高德の銅像鑄造	148

	宛書簡	173
20 6 (月日未詳)	藤田組への開墾許可取消請願書草稿	174
20 7	知事より開墾取消請願を詮議しない旨指令	176
20 8	開墾取消の請願につき委員に関する決議の大略	176
20 9	都宇郡加茂村会議員惣代推挙につき	177
20 10	取消請願委員帰郡報告につき通知	177
20 11 (月日未詳)	都宇郡加茂村会議員惣代請願書の写	178
20 12 (月日未詳)	冊子「岡山県児島湾開墾を非とするの大意」	181
21 22年7~8月	岡山県知事書簡	187
21 1	開墾許可取消の請願のための香川真一上京阻止または延期につき、千坂知事より野崎万三郎宛	187
21 2	東京在住の千坂知事より県収税長野崎万三郎宛	187
21 3	8月30日 藤田組による区域の实地調査による情報公開の内訓直後の、千坂知事より野崎万三郎宛	188

第四章 基礎データ編

	使用資料	190
	一 県職員関係	
	表 2 岡山県職員録 第一部・第二部	191
	表 3 岡山県職員録 監獄・警察関係	195
	表 4 岡山県職員録 収税部	197
	表 5 岡山県職員録 県立学校職員	202
	二 市町村合併関係	
	市町村廃置分合一覧表	203
	表 6 岡山市	203
	表 7 御野郡	204
	表 8 津高郡	207
	表 9 赤坂郡	212
	表 10 警梨郡	215
	表 11 和気郡	218
	表 12 邑久郡	221
	表 13 上道郡	225
	表 14 児島郡	230
	表 15 都宇郡	233
	表 16 窪屋郡	234

表 17	浅口郡	237
表 18	小田郡	240
表 19	後月郡	243
表 20	賀陽郡	246
表 21	下道郡	250
表 22	上房郡	251
表 23	阿賀郡	253
表 24	哲多郡	255
表 25	川上郡	256
表 26	真島郡	259
表 27	大庭郡	263
表 28	西北条郡	265
表 29	西々条郡	266
表 30	東南条郡	269
表 31	東北条郡	270
表 32	勝北郡	272
表 33	勝南郡	275
表 34	英田郡	278
表 35	吉野郡	280
表 36	久米北条郡	283
表 37	久米南条郡	285

三 市町村職員関係

表 38	岡山県自治職員録	288
------	----------	-----

四 県統計

表 39	郡市の戸数・人口	300
表 40	農業者の種別	301
表 41	農産物各種収穫高	301
表 42	漁業者の戸数・人口と漁船数	302
表 43	各種工場の実績	302
表 44	県内鉱山及び産出高	302
表 45	主要な商売種別数	303
表 46	県内主要銀行の景況	303
表 47	主要港津輸出入物品の原価合計	303
表 48	県内公立小学校教員・児童数等	304
表 49	主な新聞紙・雑誌発行高	304
表 50	県会・市町村会議員数及び撰・被撰権者数	304
表 51	医師・助産婦等医療関係者数	305
表 52	伝染病及び地方病の患者・病死者数	305
表 53	明治21～22年 岡山県会開会一覽	306
表 54	明治21～22年 岡山県会議員一覽	307

五 県会の開会

六 県会議員

岡山県明治後期資料 一 解説

一 『岡山県明治後期資料一』の概要

『岡山県明治後期資料』は、市制・町村制が公布された明治二十一年（一八八八）から、大日本帝国憲法制定、帝国議会開会、日清戦争、府県制・郡制の施行、日露戦争を経て、明治四十四年（一九一一）頃までの岡山県を対象に、当時の岡山県にとっての重要資料や稀少資料、新たに発掘した地域資料を編集刊行する。今後の刊行計画は下表のとおりである。

本巻は、明治二十一年（一八八八）と同二十二年を対象にしている。収録資料は、「公文類聚」・「諸法令指令録」「岡山県令」・「岡山県報」などの公的なもの他に、「山陽新報」などを中心にして、館内外の諸資料から掲載した。特に、『岡山県史』年表編などに収録している県政全般の重要事項に関係するものについては特別に収載した。

該当期間は、市町村合併と再燃した児島湾開墾事業が大

『岡山県明治後期資料』の刊行計画

標題	年度	内容
岡山県記録資料叢書16 『岡山県明治後期資料一』	令和3	明治21～22年（明治憲法体制成立） 市制・町村制施行、憲法制定
岡山県記録資料叢書17 『岡山県明治後期資料二』	令和4	明治23～26年（議会設立） 帝国議会開会、山陽鉄道開通、三大河川 氾濫
岡山県記録資料叢書18 『岡山県明治後期資料三』	令和5	明治27年＋明治18～26年の補遺 千坂高雅県政の総括
岡山県記録資料叢書19 『岡山県明治後期資料四』	令和6	明治28～29年（日清戦争期の政治・経済・ 社会） 銀行・紡績会社設立
岡山県記録資料叢書20 『岡山県明治後期資料五』	令和7	明治30～32年（高崎親章県政） 府県制の施行
岡山県記録資料叢書21 『岡山県明治後期資料六』	令和8	明治33～35年（檜垣直右県政） 郡制施行、諸学校開校
※叢書21までは順次刊行を進め、叢書22以降は新たに刊行計画をたてる。		

きな出来事である。前者は、市制・町村制の公布と施行による国家事業の目玉であり、それによって岡山県域は動揺をきたすこともあった。明治四年（一八七二）の廃藩置県から、この市町村合併にいたる全県域の村々の異動を詳細に正確に記録することを第一義と考えた。後者は、江戸時代以来の児島湾開墾が明治十年代に頓挫したが、その開墾計画が再燃した。県会・県当局をはじめ、関係地域を揺るがす大問題となった事業の経過について明治二十一・二二年の動きがわかる詳細な資料を収載した。

二 『岡山県明治後期資料一』の構成と内容

本巻の構成は、第一章（明治二十一年）・第二章（二十二年）・第三章（児島湾開墾問題）・第四章（基礎データ編）の四章とした。第一・二章の構成は、掲載資料を原則年月日順に並べ、第三章の前半は「山陽新報」の記事資料等を原則年月日順に並べ、後半はまとまりを重視した。第四章は、明治二十二年六月の市町村合併及びそれにとま

う資料、県職員、県統計、県会関係を表にして収載した。資料出典は各章の冒頭部分に一括掲載し、個別資料にはそれを略称で示した。各資料には章ごとに通し番号を付し、その資料の内容をできるだけ端的なタイトルで示した。「山陽新報」の記事は、当該年の関係記事を抜き出し、そこから編集担当が候補を挙げ、館内の協議で決めた。引用は、その記事内容をタイトル冒頭の日付で示し、掲載の日付を出典部分に付けた。

本巻刊行の最も重要なことは、江戸時代からの集落を再編し、地域の行政主体を市町村とする、明治二十二年の「市制・町村制」の施行を記録することである。この制度の施行により、岡山県内の一七六〇の町や村が、岡山市と四五四の町や村にまとまったのである。これに至る町村の変遷も各郡別に収載した。なお、資料の重要性は認識しているが、年代比定が難しいもの、原史料が未詳であるものなどについては収載ができなかった。たとえば、山陽英和女学校の大西絹・上代淑、日本最初の近代看護教育を受け

た看護師の佐野うめ、三好野本店創業者の若林加之など、当該時期に活躍した岡山の女性の資料収集は今後の課題であることをお断りする。

各章の内容や注目は、次のとおりである。資料掲載は編年に行っているが、以下分野ごとの解説をする。

(一) 第一章 (明治二十一年)

「県治」関係では、市制・町村制の施行にともなう町村合併に関する資料を収載した。明治二十一年四月十七日法律第一号で市制・町村制が公布、一年後の翌二十二年四月一日以降施行となった。これに先立って、二月から四月の元老院・閣議に示された決裁文書(資料6)、「町村合併標準」「郡ノ分合標準」「市制標準」を示した六月十三日付の内務大臣山県有朋の訓令(資料24)を収載した。これらを受けて各府県がその実務をすすめたのである。

岡山県では、五月、まず県庁内に市町村制実施取調委員(「市町村制実施取調掛」)に、県書記官の妻木狷介・同荒川義太郎、収税長の野崎万三郎、御野郡長の浅井元が任命

された。六月には県知事が各郡長に訓令を発し(資料27)、訓令・通達を出していた(資料28・32)。その後、郡の連合会議員にも諮問して郡内町村廃置分合の原案を作成し、これを新町村に含まれる各町村会議員に示して意見の答申を求め、郡長の意見を添えて県に報告した。これらの動きについて、各町村の状況がわかるものを収載した(資料46・48・49・53・62・65・66)。県では市町村制実施取調委員によって、町村からの答申や異議申立を书面審理するともに、総合的な見地から新町村区域画定案に調整を加えて合併を実施していった。諮問案に対する町村からの異議があったのは二十三ヶ村で、おもに地理人情の相違をあげていた。そのうち、小田郡横谷村・矢掛村の請願書を収載した(資料68・69)。

このように、国から府県・郡・町村への経路で、国家の最重要事業である市制・町村制は強力に整備されていたと言える。この点について、大島美津子氏によれば、政府は、市町村合併の計画と推進について、旧慣や内務省の熟

議を重視しつつ府県の独断専行を戒めていたが、最終的に

は「有力町村造成」が政府の方針であった、とする。松沢

裕作氏は、各府県庁は、内務省との間で、それぞれの法解

釈や法令の運用がまちまちにならないように、各府県との

伺いと回答などの情報を共有しながら、細心の注意を払っ

て合併と町村制の施行をすすめた、と踏み込んだ指摘をし

ている。このことは、岡山県が内務省と取り交わした、明

治二十一〜二十二年にわたる事務取扱方の件に関わること

(資料39)で理解できる。地域の司法組織については、十

九年の司法省令をうけて始まった。勝南郡勝間田村(現勝

央町)では、有志が岡山始審裁判所出張所の誘致運動を展

開し、用地の寄贈も行い、建築委員十三名の尽力もあり、

二十一年十一月一日に津山治安裁判所勝間田出張所として

開庁した。それに関するものとして、図1「勝間田村略全

図」は、明治二十一年七月、治安裁判所勝間田出張所設置

出願書に添付されていた地図であったことから、『勝央町

誌 資料編』より転載した。なお、地図周辺の活字解説は

同町誌の編集者が添えたものである。

「県会」関係については、『岡山県会史』から、臨時会

と通常会の開閉会の様子を取り挙げた(資料5・67)。

「郡況」関係については、浅口郡では勇崎村(現倉敷市)

の明治十七年八月の海嘯記念碑計画(資料17)、勝南郡で

は湯郷村(現美作市)の温泉の現況(資料35)、岡山区で

は明治十八年の明治天皇巡幸を記念しての後楽園での祭典

(資料36)、以前には有力な産業であった麦稗真田紐製造の

不振(資料44)を収載した。上道郡では雄町村(現岡山市

中区)の水の有用性(資料38)、川上郡では下原村(現高

梁市)愛宕神社奉納花火(資料40)を採録した。邑久郡で

は牛窓港(現瀬戸内市)の景況(資料34)、千坂知事や植

木枝盛がそれぞれ沙美・牛窓海水浴場を訪れた記事(資料

41・42)を取り挙げた。

「産業・経済」関係では、まず、倉敷紡績所を挙げた。

明治二十年十二月、その設立が認可されたことで、翌二十

一年から計画が動き出した。その創立発起者の人名が見え

る「山陽新報」の記事(資料3)、株主総会の広告(資料9)や同社役員の名定広告(資料13)の記事を収載した。次に県は県立蚕業伝習所を、二十一年には津山・金川・高梁に、翌年には佐伯・新見・大原に開設しているが、勝間田村での勝南郡立養蚕伝習所習得証明詔書(資料25)や同所景況と治安裁判所設置について(資料33)、勝北郡の桑苗売買取締(資料21)の「山陽新報」の記事を採録した。なお、同伝習所の位置は図1に見える。鉱業については、第四章(基礎データ編)に県内の主要鉱山の景況を集約したが、本章では鉱山業の景況記事を示し(資料20)、西々条郡国富鉱山の資料(資料29)、久米北条郡油木下村(現津山市)での石油発見(資料37)を取り挙げた。果樹・園芸関係では葡萄園に関するものを集めた。明治十九年、御津郡栢谷村(現岡山市北区)の山内善男が播州葡萄園にならって築造したものが本県欧州葡萄の硝子室栽培の最初である。以来、森芳滋・大森熊太郎らが相携え、栽培法・品種につき研究の結果、明治中期に一応の栽培を完成した。

この三人の業績内容が県史等では著名であるが、本巻では、上道郡今在家村(現岡山市中区)の葡萄園(資料22)と山内らが視察に行った播州葡萄園(資料23)を紹介した。前者は同村の大森馬之の葡萄園のことである。後者の播州葡萄園の管理者は前田正名となっている。この葡萄園は、東京内藤新宿の勸農局試験地勤務の福羽逸人らが、当時の大蔵大輔兼勸農頭の松方正義に上申して、十三年に創立したものである。十九年に前田に払下げられ、個人経営になっていた。なお、前田はのちに農商務次官、元老院技官、大日本農会幹事長などを歴任した。殖産関係では、旧小田県時代の殖産商社の解散も決まった(資料70)。

「交通・通信」関係で、第一に挙げるべきは、二十一年は山陽鉄道会社の正式な発足である。すでに二十年四月七日に、中上川彦次郎を委員総代として創立が届けられていた。二十一年一月四日に私設鉄道条例によるわが国最初の本免許状が下付され、この日より起算して、神戸・岡山間は三ヶ年以内、岡山・広島間は六ヶ年以内、広島・馬関

間は九ヶ年以内に工事を竣工されることが決まった。その後、鉄道の建設にあたっては、技術上の問題、用地買収問題、それらにともなう資金調達の問題が累積し、竣工期限の見直しがやむなく行われることになった。二十四年七月に三石から笠岡まで開通し、九月には福山まで営業が開始して県内全通が実現する。この間の事業関係史料は多い。本巻では、本免状の下付(資料1)、鉄道用土樋の伊部陶器採用(資料2)、山陽鉄道線路布設に伴う官林払下についての津高郡長より花房瑞連宛書簡(資料7)、同布設にともなう山陽鉄道株金募集(資料10)と山陽鉄道会社の中上川社長ら幹部の岡山投宿の記事(資料12)を収載した。加えて、同鉄道布設を伊部焼復興の好機とすべきとの記事(資料45)も興味深い。辛香峠開鑿工事関係資料(資料4)も加えた。海上輸送としては、大阪商船とそれに対抗する山口共栄社岡山支店の動きを伝える記事(資料26)等、当時の輸送手段の多様性がわかる。交通手段として新しいものとして人力車があった。文明開化の代表の一つとも言え

る人力車の普及とそれに伴う車夫の増加に対処するために二十一年七月、実施人力車取締規則及びその改正(資料30・31)が行われた。通信関係では、四国海底電信線の修繕指示(資料52)も取り挙げた。

「教育文化」関係では、高等教育機関の岡山県医学校の廃止、第三高等中学校開設にともなって、岡山県病院が同校付属病院となる記事を採録した(資料15)。社会福祉事業として、千輪性海が設置した岡山感化院(資料43・64)や玉島の慈恵学校の設置(資料51)、また、二十年に設置された岡山孤児院の様子(資料63)も紹介した。女子の実業教育は「実業的教育ノ普及セントコトヲ企画スルハ今日ノ急務」ということから、女子手芸品展覧会が旧岡山城内で入場券発行により一般縦覧しており、県も多大な後援をしていることがわかる(資料8・16・18)。加えてその展覧会出品のために岡山区内の画師に下絵を依頼していることも「山陽新報」に見える(資料14)。吉備女学校設立(資料19)、高梁順正女学校での福西シゲ子の動静も知れる記

事（資料50）と併せ、医学校付属の岡山薬学校の設立も進んでいたこともわかる（資料11）。キリスト教関係でも動きがあった。若くしてキリスト教徒となり、二十三年からは岡山日曜学校などの教師となったり、石井十次の岡山孤児院評議員となることになる河本乙五郎が自分の同志社学院での進級報告を立石岐にしている書簡（資料47）を収載した。かつて美作自由党で活躍し、当時岡山の裁判所勤務であった立石が、浄土宗からキリスト教に改宗した頃である。ちなみに、立石は翌二十二年岡山から美作に帰り、翌年以降国会議員となり、政界引退後の三十年代には津山でのキリスト教伝道に尽くすことになる。往年の彼らの結びつきがわかる資料である。また、県内のキリスト教会に関して、新島襄より岡山県各地の牧師へ、ギューリック牧師の教会組合化に関する至急廻状（資料71）もあげた。

（二）第二章（明治二十二年）

明治二十二年二月十一日に大日本帝国憲法が發布された。

県会議長の井手毛三は、一月三十一日に前年十二月に設立した備作政社員の見送りでその発布式参列のために上京し（資料7）、三月に帰県し、地元美作でその慰労会に参加している（資料11）。年末には憲法発布後の山県有朋内務大臣の通達が出されている（資料73）。

「県治」関係では、市制・町村制の施行に関する資料が中心である。二十二年一月二十五日付で、岡山県は、「町村制実施ノ義ニ付具申」を内務大臣に上申した。これに対する内務省指令を受けて、四月十九日付県令第二十五号で岡山区に市制、その他の町村に町村制を施行し、同第二十六号（資料20）で新市町村と組合の区域・名称並びに役場位置を管内に布達した。そして、県令第二十七号・同第二十八号でそれぞれ市制・町村制の施行順序を指示した（資料21）。なお、その施行順序を正式決定する前の草稿（資料22）も併せて掲載することで、県当局の考え方の変化が読み取れる。また、この市制・町村制施行に関して、同年二月段階で、高崎五六前県知事が「先府県知事惣代」「東

京府知事男爵」として内務大臣松方正義宛に上申しした意見書（資料8）も収載した。また、知事は郡区長に対して、市制・町村制施行に合わせた撰挙下で、小学校教員の職務専念義務を内訓している（資料16）。なお、憲法発布の大典にあわせて、千坂知事は養老思召金の下賜を県下に告示した（資料9）。大典時の津山の状況を示す資料も採録した（資料10）。

続いて、岡山市制の施行関係は、一月に市会議員・市長撰挙の公示内容が示され（資料4）、等級撰挙となる撰挙会の広報記事（資料37）、その撰挙の結果についての論評もあげた（資料46）。浅井元岡山区長が市の分属事務の順調な進行打合せを野崎収税長に伺いを立てる書簡（資料39）を採録した。ここでは「住民」という言葉が使われており特筆できる。荒木田岳氏は「住民」が法律上で定義されるのは市制・町村制が最初である、と指摘している。また、初代市長の花房瑞連の市町村制や社会事業への思いなどを子息直三郎が談じた資料（資料75）を取り挙げた。

町村制については、児島郡福田古新田村は独立村を希望・出願してきたもの（資料28・31）、撰挙に田植時期が悪影響を与えると論評した記事（資料27）、地域の撰挙方法が周知できていない例として吉野郡讃甘・大原村での投票箱の閉鎖時間による紛議の記事（資料45）がある。和気郡三石村の町村制に関する枢要書類（資料44）からは、町村制施行以後、管下の村政が展開する出発点となる条例編製・収入役選任などの過程がわかる。これらの市制・町村制の施行による町村合併により、県土が確定して地図作成が求められた。それが「岡山県市町村制区域三國全図」として完成した（資料49）。市制・町村制を「郡吏の頭痛」とした、人々の思いがわかる記事（資料67）も収録した。

町村制に関連して、当時、国税・地方税、所有地所等級査定等が課題となっており、野崎万三郎収税長は、知事の上表し（資料3）、勝南郡長から問い合わせを受けていた（資料6）。これらに対して、県収税部は二十二年五月の国（大蔵省主税局）の勅令をふまえた「事務取扱要領」を示

すことになる(資料29)。内国税徴收費予算についての大蔵省通牒(資料12)、寄付金をあてにした県事業についての内務省訓令も出されている(資料36)。県は収税部出張所設置を計画しており、それに関する御野郡長よりの野崎収税長宛書簡(資料42)も収載した。岡山城他仮公園の価値と有用性についての千坂知事から内務大臣への上申(資料17)、陸軍第四師団から県知事宛の岡山城内の不用箇所建物などの貸渡等の照会(資料47・表1)も採録した。

「明治前期吏員野崎家資料」については本巻でもその多くを取り挙げた。近藤萌美氏によれば、明治十七年から五年間、野崎万三郎は県収税長を務めており、その間、各郡長との書簡のやりとりが多く、二十一年十一月からは町村制実施関係のものが目立つ、とされている。本巻ではそれらができるだけ紹介した。

「県会」関係については、児島湾開墾問題の論議が中心であったため、第三章で取り挙げた。

「郡況」関係については、上道郡では西大寺と藤井駅付

近の年頭の景況、郡内の小学校拝賀式の様子(資料1)と上道郡三幡港に設置された水上警察署開署式(資料18)を取り挙げた。邑久郡では長浜村の一志社再興(資料24)、同村婦人成藻会(資料23)、九月に発生した吉井川の洪水(資料51・52)を、浅口郡では玉島港の景況(資料50)を、久米北条郡・久米南条郡では稲作の景況(資料60)を収載した。天長節当日の各地の景況のうち上道郡・御野郡のもの(資料65)、西北条郡では一宮村の中山神社銅牛鑄造の記事(資料69)、津山町の鑄物師による翌二十三年開催の内国博覧会出品予定の児島高德銅像の鑄造(資料71)を、真島郡では旧勝山藩主三浦氏の官林払下げの資料(資料72)を採録した。

「産業・経済」関係では、鉱業について言えば、吉岡鉱山と三菱商会の年始会(資料2)、久米北条郡錦織村での石炭坑の発見(資料34)、勝南郡国盛鉱山の盛況(資料41)は、その後の美作各地での当地豪農層による試掘発展につながるとする記事(資料43)、備中の置表の景況(資料55)

とその大阪への輸出を図るもの（資料61）、当時県内の紡績・精米会社への石炭販売促進策（資料74）と紡績会社の低調を示す様子（資料70）も取り挙げた。九月末から頻繁に続く岡山区の煙草製造職人の同盟罷工（資料54・56・57）、御野郡の備前瓦師組合の規約（資料68）と職人集団の組織化も紹介した。「果樹」関係では、渾大防益三郎らによる児島郡勸業博覧会では葡萄・桑・夏蜜柑・桃が展覧されること（資料15）とともに、御野郡の葡萄園と水蜜桃（資料66）を取り挙げた。

「交通・通信」関係で、前年に引き続き、山陽鉄道工事に関するものを撰定した。県内関係の姫路・岡山間の最大の難工事は船坂隧道（現備前市三石）であった。それに関係した、内務省への兵庫県の伺と岡山県の具申（資料14）、地元三石戸長役場からの申告綴（資料30）、また、敷設工事ルートに関する同地域沿線住民の考えが理解できる記事（資料63）を収載した。また、高戸小田郡長から野崎書記官あて同鉄道線路収用のための地元住民説論の方策を聞く

書簡（資料53）、その工事中の六月に出された同鉄道会社の官設鉄道払下請願（資料38）は全国的規模の鉄道再編の動きと捉えることができる。山陽鉄道に続く鉄道建設ブームは、県南と県北、山陰と山陽の鉄道連絡へと影響し、三つの山陰・山陽を通じる計画が地域で盛り上がっている（資料48）。実際にはその遂行は困難であったことが山陰山陽联接鉄道計画でわかる（資料62）。また、十七年当時、高崎五六前知事に上申された和気・津山間の馬車鉄道布敷設計画も収載した（資料35）。鉄道敷設は汽船航行にも好影響を及ぼした。関連するものとして、大阪商船と山陽鉄道についての論評（資料40）、三蟠港の電信機架設計画（資料58）、大阪との間での汽船競争（資料59）、東京行回漕業者の広告（資料64）を、通信関係では、岡山通信管理局開局がある（資料13）。これは岡山県での重大事であったようであり、県知事・書記官・収税長・各課長ら県幹部の他に、岡山始審裁判所、検事、銀行や紡績会社などの諸氏を招待し、該局内部の紹介から当日の知事祝辞をも掲載

している。

「教育文化」関係では、十七年に設立した私立普通予備学校の不振を憂いた師範学校教師野崎又六らが、十九年に学則を変えて、私立普通学校として設置する旨を宣言した趣意書（資料5）と校舍建築略図（図1）がある。津山でのキリスト教伝道につき、地元津山の富田元資が当時岡山にいた立石岐に相談している書簡（資料19）、県下の獣医の必要を唱える論評（資料25）も取り挙げた。後楽園の存続が県会で議論されていた資料（資料26）も興味深い。千坂知事が社会福祉に造詣が深かったことは有名であるが、その一端は日本赤十字社岡山支部の設立にあらわれている。岡山地方居住の正社員名を明記した設立趣意書（資料32）と同社細則（資料33）がある。

(三) 第三章（児島湾開墾問題）

明治十〇二十年代の岡山県政にとって、児島湾開墾問題はきわめて重要な事柄である。十年代の初め、児島湾開墾

事業の推進をめぐるには、伊木社・微力社・高崎五六岡山県令の三者が対立していた。十七年十二月、藤田伝三郎・杉村正太郎・田中市兵衛（以上大阪）、鹿島岩蔵・阿部浩（以上東京）及び生本伝九郎（県勸業課）の六人による開業許可願が岡山県に提出された。これに対して、高崎五六県令は同年十二月二十五日、指令を発したが、自身は二日後参事院に転出した。その指令による六者協議は折り合わず、一旦挫折した。事態が動いたのは、国（松方正義）の調停であった。井上馨の庇護を受けた藤田伝三郎単独経営による実施が決定したのである。こうして、二十年八月、県は藤田組の単独事業を内定し、二十二年五月十六日に事業実施を許可した。同年五月二十三日、県は告示第四〇号を発し、これに対する県下一大反対運動が発生することになった。その影響は、県政・県会はもとより県下の関係町村や産業界などに多くの影響を与えた。

本巻で敢えて章立てとしたのは、このような経過を重要視したことからである。

『岡山県史』近代Ⅰでは、明治初期から昭和三十八年の児島湾干拓の歴史をまとめており、『岡山県史』政治・社会では『岡山県会史』第貳編からの引用により、明治二十二年の岡山県会から内務大臣山県有朋宛「児島湾開墾許可取消ノ建議書」、同三十五・三十六年の「県会意見書」を取り挙げている。依田昌弘氏は、児島湾開墾許可をめぐる経過を整理した上で、政商藤田伝三郎が井上馨を介して地元に影響力のある花房瑞連に接近していたことがわかる書簡を紹介している。

本巻では、二十一～二十二年の「山陽新報」の記事（資料1・4～19）から、県当局や地域の動きが詳細に理解できるように、時系列に編集した。『岡山県会史』第一編と「山陽新報」の記事（資料3）から、二十二年臨時県会での児島湾開墾問題の議事（資料2）を見ることで、知事や議会側の動きを客観的に示した。特定の村での動きを定点的に見てみると、都宇郡加茂村役場資料の中に、二十二年内の児島湾開墾問題に直接関係した、加茂村の資料が見つ

かった（資料20）。県への請願、県知事からの内訓、旧小田県参事からの書簡が含まれる。また、この問題に関する岡山県知事の肉声とも言える県知事直筆の書簡もあった（資料21）。それを口絵写真とした。

（四）第四章（基礎データ編）

○県職員関係（表2～5）

『岡山県職員録』（明治二十一年四月一日現在）にもとづいて作成した県職員の陣容である。原史料『岡山県職員録』では、「出身府県」の欄に併せて「士族・平民」の別があったが、省略した。明治憲法では、官吏の身分には「奏任官」（表中では「奏」と「判任官」（表中では「判」）があった。前者は内閣総理大臣の推薦によって任命された三等以下九等までの高等官のことであり、後者は天皇の委任を受けた各大臣・地方長官など行政官庁の長によって任命され、奏任官などの高等官の下位に位した官吏のことである。

○市町村合併関係（表6～37）

表記にあたっては以下のように留意して作成した。依拠本は、『岡山県市町村合併誌 続編』（昭和五十六年）であり、「郡（廃藩置県）・（統廃合）」、「明治4年7月14日現在（廃藩置県）」、「明治4年7月15日～明治22年5月31日」、「明治22年6月1日現在（市制・町村制施行）」の四つの欄を参考にした。但し、郡名については、「廃藩置県」欄は明治四年段階のものを、「統廃合」欄は明治三十三年の郡制施行段階のものを記した。「明治」の表記は「M」と略し、「合併・改称年次不詳」部分は、各自治体史等を参考にして加筆・修正し、引用自治体史名を各表の下部に註記した。

○市町村職員関係（表38）

『岡山県自治職員録』（明治二十二年十月刊）にもとづいて、旧国名・郡名・村名とともに、役場位置と町村の首長・助役・収入役をまとめた。なお、「-」（ハイフン）は未記入を示している。

○県統計関係（表39～52）

『明治二十二年岡山県統計書』をもとに作成したが、同書の内容は不十分であったために、『岡山県統計100年史』で補充した。人口・農業・漁業・工業・鉱業・商業・金融・貿易の順で統計を掲げ、教育・文化面では小学校関係、新聞など出版関係、県会などの選挙・被選挙者数、医療関係を収載した。表46は、猪木正美氏作成の「岡山の銀行150年略年表」を参照した。表49について『岡山の明治の雑誌』によれば、「青年会雑誌」は岡山教会の機関誌、「をしへ」は小学生向けの学習雑誌、「粹道府」は戯作雑誌である。

○県会の開会（表53）

『岡山県会史』にもとづいて、年内の臨時・通常会の開催期間・会場をまとめた。なお、表中のA～Dは開会区分を示した。

○県会議員（表54）

『岡山県会史』にもとづいて、右記したA～Dの開会区

分ごとに該当する県会開会時に所属していた県会議員を郡別に示した。

最後に、本巻を編纂する際に参考としたおもな参考文献を各章ごとに紹介する。

巻頭 『岡山市町村合併誌 総編』(一九六〇)

『岡山の果樹園芸史』(一九六三)

『続岡山の果樹園芸史』(一九七五)

大島美津子『明治国家と地域社会』(一九九四)

松沢裕作『町村合併から生まれた日本近代』(二〇一三)

荒木田岳『村の日本近代史』(二〇二〇)

一 『勝央町誌』(一九八四)

二 『成羽町史』通史編(一九九六)

三 佐田昌弘「児島湾開墾許可をめぐる民権運動と政商

藤田伝三郎」『地域史における自治と分権』(一九九

九)

四 『岡山市町村合併誌 総編』(一九六〇)

『中国銀行五十年史』(一九八三)

片山新助・栗田康信・菱川広光『明治の岡山の雑誌』(一九八九)

『大辞泉』(一九九五)

『新修倉敷市史』5近代(上)(二〇〇二)

猪木正実『岡山の銀行』(二〇一六)

全体に関わる参考文献

『岡山県会史』第一編(一九〇六)

『岡山県郡治誌』上巻(一九三八)

『岡山県政史』明治・大正編昭和前期編(一九六七)

『岡山県史』近代I(一九八五)

『岡山県史』政治・社会(一九八六)

柴田一・太田健一『岡山県の百年』(一九八六)

『岡山県史』年表(一九九二)

『岡山県歴史人物事典』(一九九四)

近藤萌美「明治前期岡山県吏員野崎家資料について」

『岡山県立記録資料館紀要』(二〇二〇)